

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大分10号錦町地区電線共同溝に伴う電力系引込管路、連系管路及び連系設備工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 河崎 拓実 大分市西大道1丁目1番71号
契約締結日	令和 5年 8月 2日
契約の相手方の氏名及び住所	九州電力送配電(株) 大分支社 支社長 那須 伸昭
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥66,096,300-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥66,096,300-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件 名 : 大分10号錦町地区電線共同溝に伴う電力系引込管路、連系管路及び連系設備工事
2. 履行場所 : 大分市錦町地先
3. 随意契約の相手方 : 九州電力送配電株式会社大分支社  
住所 大分市金池町二丁目3番4号  
電話 097-536-4150
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

### 5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

#### 1) 当該工事の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、電線共同溝に収容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、電線共同溝整備道路区域外に連系設備を設けるものである。

#### 2) 当該工事の内容

当該工事は、電線共同溝整備道路区域内の連系管路から電線管理者が道路区域外で管理する設備と接続する連系設備を設置するものである。

#### 3) 随意契約に付する理由

本工事の連系設備施工にあっても、道路区域内の連系管路から道路区域外の連系設備を九州電力送配電株式会社大分支社が管理する設備と接続することから、事故等が発生した場合等の専門的な対応及び管理・監督が必要となる。

以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力送配電株式会社大分支社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州電力送配電株式会社大分支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理第二課 保全対策官  
大林 彰